

河南町消費生活だより

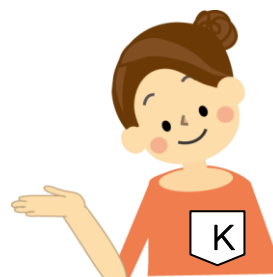
第6号 平成24年9月発行



皆さん、こんにちは。河南町消費生活相談窓口です。

皆さんは、「セルフメディケーション」という言葉を聞いたことがありますか？セルフメディケーションとは、自分自身の健康に責任を持ち、風邪をひいた時に薬を飲むなど、軽い病気やけがの症状緩和や予防のために、一般用医薬品などを使って自分で手当てすることです。

そこで、第6号では「一般用医薬品」について考えたいと思います。



一般用医薬品って何？

薬には、医師の処方せんがなければ入手できない医療用医薬品と、薬局・薬店・ドラッグストアなどで直接購入できる一般用医薬品（いわゆる大衆薬）があります。

平成21年の薬事法の改正に伴い、次のようなことが大きく2点変わっています。

- ① リスクの程度に応じて、一般用医薬品が3つのグループに分類された点。
- ② 購入する薬のリスク分類により、専門家の対応や商品陳列方法が変わった点。



一般用医薬品の分類

リスク分類	対応する専門家	質問がなくても積極的に行う情報提供	相談があった場合の相談対応
第1類医薬品	薬剤師	文書での情報提供を義務づけ	義務
第2類医薬品	薬剤師または登録販売者	努力義務	
第3類医薬品		法律上の規定なし	

第1類医薬品

一般用医薬品としての使用経験が少ないなど、安全性上特に注意を要する成分を含む、リスクが特に高い

例：H2ブロッカー含有薬、一部の毛髪用薬など

第2類医薬品

まれに入院相当以上の健康被害が生じる可能性がある成分を含む、リスクが比較的高い

例：主なかぜ薬、解熱鎮痛



など

第3類医薬品

日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれのある成分を含む、リスクが比較的低い

例：主な整腸薬、ビタミンB・C含有保健薬など



薬の専門家

薬剤師

⇒ 国家資格を持った薬の専門家で、医療用医薬品から一般用医薬品まですべての薬を販売することができます。

登録販売者

⇒ 第1類医薬品を除く一般用医薬品を販売することができます。

名札で見分けて下さいね！





薬に関するトラブル事例

- ・子どもが誤って食品と勘違いして薬を飲んでしまった。
- ・薬を包装ごと飲み込んでしまい、のどや食道などを傷つけた。



ワンポイントアドバイス

- ・薬は、子どもの手の届かない所に保管するようにしましょう。また、不要な薬を廃棄する場合も、子どもの目に触れないように処分するようにしましょう。
- ・誤飲事故を防止するためにも、薬を一錠ずつに切るのはやめましょう。



薬を正しく使うために…

薬は、定められた量より多く飲んだからといい、よく効くものではありません。また、2つ以上の薬を併用することにより、薬が効きすぎたり、思わぬ副作用が現れたりすることがあります。

一般用医薬品には、その薬を正しく使用する上で「説明文書(添付文書)」がついています。説明文書には、用法・用量、効能・効果などのほか、使用上の注意、副作用に関する情報が記載されていますので、使用する前には必ずよく読むようにしましょう。

また、万が一、薬を使用中に何か異常を感じたら、すぐに使用を中止し、医師や薬剤師に相談するようにしましょう。

■相談窓口からひとこと■ ～消費者問題出前講座開催のお知らせ～

テーマ：生活設計と生命保険

場所：河南町役場4階 大会議室南にて

日時：平成24年10月23日(火) 14時～15時30分



国民生活センターによると、不安(お金・健康・孤独)につけ込む悪質商法による消費者被害が高齢者被害の傾向としてあげられています。

そこで、町の相談窓口では、生命保険文化センターから講師をお迎えし、「生活設計と生命保険」をテーマに、これから必要な生活設計の考え方や、経済的なリスクへの備え方(生活保障)について講座を開催します。

皆さんの大切な財産を守るため、安心した消費生活を送るためにも、たくさんのご参加をお待ちしています。

問い合わせ先

河南町消費生活相談窓口

日 時 毎週月・火・木曜日(祝日、年末年始は休み) 午前10時～正午、午後1時～午後4時30分
場 所 河南町役場 環境・まちづくり推進課内(役場2階)
電 話 0721-93-2500 (代表) 内線281・282

